



2025年9月29日

各位

会社名 ミガロホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 中西 聖
(コード番号：5535、東証プライム)
問合せ先 取締役 CFO 岩瀬 晃二
(TEL. 03-6302-3627)

新株式発行及び株式売出し並びに 親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当該新株式発行及び株式の売出しに関連して、当社の親会社及びその他の関係会社の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、「デジタルとリアル融合で新たな価値を創造し、社会の課題解決に貢献する」という企業理念のもと、DX推進事業及びDX不動産事業を展開しており、実質的前身であるプロパティエージェント株式会社の創業時から20期以上にわたり売上高増収を続けております。当社グループは、AIやDXを基軸に事業構築、事業展開し、とりわけ当社グループの成長の柱であるDX推進事業は、2020年の事業開始以来、既存事業のオーガニック成長と積極的なM&Aによる成長で、売上高は毎期30%を超える高い成長率を維持しております。

当社グループの成長の柱であるDX推進事業は、主に顔認証IDプラットフォーム事業とクラウドインテグレーション事業からなります。顔認証IDプラットフォーム事業は、個々の顔IDをワンプラットフォーム上で管理することで「顔ダケで暮らせる世界」を目指し、足許ではマンションへの顔認証導入にて大きく成長しており、当社グループが最も注力する事業となっております。また、クラウドインテグレーション事業は、AIソリューション等を用いて、企業のDXを支援する事業となっており、この事業もM&Aによる成長も含め拡大しているところであります。一方で、当社グループの収益の柱であるDX不動産事業は、都心に集中したドミナント戦略でコンパクトタイプのマンションに特化し、国内初のオール顔認証マンションや独自のプランニング力・仕入れ力・賃貸管理力などにより顧客に高い資産性の物件を供給することを主力

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

として、創業以来の増収をしている事業となっております。

当社グループでは、DX 推進事業（顔認証 ID プラットフォーム事業、クラウドインテグレーション事業）と DX 不動産事業が密接に関連し、独自の成長モデルを図っています。

具体的には、顔認証 ID プラットフォーム事業は、DX 不動産事業における不動産開発や不動産運用、不動産取引における実証を繰り返すことで、多種多様なナレッジ・ノウハウを享受することができ、これが顔認証 ID プラットフォームや顔認証ソリューションのアップデートやサービス拡充につながっております。また、顔認証 ID プラットフォームは、昨今注目されるスマートシティの基幹ツールとなる可能性を大いにもっていると考えておりますが、そのスマートシティ案件において、当社グループのクラウドインテグレーション事業による総合的な DX 支援、AI ソリューション提供提案により、スマートシティ案件における当社グループの案件獲得力が高まると考えております。これらにより、顔認証 ID プラットフォーム事業における参入障壁の形成と収益性の向上を実現しております。

また、クラウドインテグレーション事業では、当社グループ内での不動産事業をはじめとする事業会社における生産性向上施策の実証実績をノウハウ化・商品化して外部展開することで、労働集約の人工ビジネスからソリューション提供による付加価値提供ビジネスへ転換してまいります。加えて、顔認証 ID プラットフォーム事業におけるスマートシティ案件において、集約されてくる企業・自治体における DX 支援案件をグループとして獲得してまいります。

一方で、DX 不動産事業は、当社顔認証 ID プラットフォーム事業における顔認証ソリューションを導入することで、入居者満足度向上や高い入居率・賃料の実現により開発物件の付加価値を向上しております。また、クラウドインテグレーション事業から提供される AI ソリューション等デジタル技術により、生産性の向上を図っております。

このように、当社グループにおける各事業は、相互にシナジーを発揮することで相互の事業価値向上に資するモデルとなっており、当社グループ独自の成長モデルとなっております。今後は、収益化されつつある各事業のシナジーをさらに発揮し、高い成長性を目指していく段階に入り始めております。特に、どの事業においても、収益性の向上は注力テーマとなっており、単なる拡大による事業拡大ではなく、収益性の高い状態を構築しての事業成長を目指しており、これを評価する視点として一人当たり生産性に着目しております。当社グループでは、各事業のシナジー強化と一人当たり生産性の向上を実現するために、2026年3月期より AI×人的資本で高い生産性を実現することを目的とした社内プロジェクト「PJ AXiS」を立ち上げており、新たな挑戦を開始しているところであります。

当社は新たな成長ステージに入っており、顔認証 ID プラットフォーム事業においては、システム・サービス開発投資を行い、ユーザー利便性・利用価値を高め、競合優位性の高いポジションを確立していくことを目指しております。また、クラウドインテグレーション事業では、AI が事業の内容・あり方を変えつつある中で、AI トランスフォーメーションを実行できる人材の確保を計画しております。今般の新株式発行を通じて、今後の成長戦略に必要な資金を調達

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

するとともに、財務基盤を強化することで事業活動のより一層の拡大を図ります。なお、今回の新株式発行における具体的な資金使途及び充当予定時期につきましては、下記<ご参考>「3. 調達資金の使途(1) 今回の調達資金の使途」に記載しております。

記

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の当社普通株式 5,500,000株
種類及び数
- (2) 払込金額の
決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年10月6日(月)から2025年10月8日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び
資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2025年10月14日(火)又は2025年10月15日(水)のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日が、2025年10月6日(月)又は2025年10月7日(火)の場合には2025年10月14日(火)、2025年10月8日(水)の場合には2025年10月15日(水)とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中西 聖に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の当社普通株式 825,000株

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- 種類及び数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から825,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中西 聖に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 825,000株
種類及び数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 決 定 方 法 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 2025年11月11日(火)
- (6) 払 込 期 日 2025年11月12日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中西 聖に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から825,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、825,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2025年9月29日（月）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式825,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2025年11月12日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2025年11月7日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	58,857,600株	（2025年9月29日現在）
一般募集による増加株式数	5,500,000株	
一般募集後の発行済株式総数	64,357,600株	
本件第三者割当増資による増加株式数	825,000株	（注）
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	65,182,600株	（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限5,206,705,250円について、子会社への投融資を通じて①DX推進事業における設備投資資金及び運転資金、②DX不動産事業における運転資金に充当し、残額は借入金の返済資金に充当する予定です。今後の成長戦略に必要な資金を調達するとともに、財務基盤を強化することで事業活動のより一層の拡大を図ります。

各資金使途の詳細については次のとおりです。

① DX 推進事業における設備投資資金及び運転資金

当社の成長の柱である DX 推進事業内の顔認証 ID プラットフォーム事業は、足元でニーズが高まってきており、当社の主力事業の一つとなり、ユーザー利便性・利用価値を高め、競合優位性の高いポジションを確立していくことを目指しております。今後のサービス拡大、業容拡大に向け、システム・サービス開発投資を積極的に行うことを計画しており、設備投資資金として 2026 年 3 月期 400,000,000 円、2027 年 3 月期 600,000,000 円を充当いたします。また、顔認証 ID プラットフォーム事業を支え、将来新たなビジネススキームを開発し、より一層伸ばさせるためには、優秀な人材の獲得と、広く営業活動を行っていくことが必要不可欠であり、人件費として 2027 年 3 月期 200,000,000 円を、広告宣伝費として 2026 年 3 月期 120,000,000 円、2027 年 3 月期 180,000,000 円を充当いたします。

加えて、DX 推進事業のもう一つの主力事業であるクラウドインテグレーション事業は、人的資本が重要な領域であり、足許では AI が事業の内容・あり方を変えつつあります。このような変革期・転換点においては、事業の AI トランスフォーメーションを実行できる優秀な人材やその人材が活躍できる基盤を整えることが重要であり、今後も積極的に採用・教育による人的資本強化を行うために、人件費として 2026 年 3 月期 140,000,000 円、2027 年 3 月期 160,000,000 円を、人材採用費として 2026 年 3 月期 110,000,000 円、2027 年 3 月期 110,000,000 円、2028 年 3 月期 130,000,000 円を充当いたします。

② DX 不動産事業における運転資金

当社は主力事業として、新築マンションの開発を行っており、機動的な資金活用により、顔認証導入マンションの開発を強化し、資産性の高い物件の供給と高い成長性の両立を目指すため、新築マンション開発費として 2026 年 3 月期 1,000,000,000 円、2027 年 3 月期 1,000,000,000 円を充当いたします。

上記①及び②に充当後の残額については、2026 年 3 月末までに返済予定の借入金の返済資金に充当する予定です。当社は M&A を DX 推進事業の成長戦略の重要事項とする方針を掲げており、金融機関からの与信枠に余裕をもたせること及び財務体質を強化することを目指します。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの収益力の向上及び財務基盤の強化に繋がり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして認識しております。一方で、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることも、現状においては重要な経営課題であると考えております。従いまして、今後は収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実の状況、当社グループを取り巻く事業環境及び今後の事業展開等を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社グループは一連結会計年度における業績等を見極めたうえで配当することとしていたことから、2025年3月期にかかる配当まで年1回の期末配当を基本的な方針としておりましたが、資金水準や収益計上が安定してきたこと、株主への還元機会の増加を図ることなどを総合的に勘案し、2025年3月期にかかる配当より中間配当を実施しております。なお、剰余金の期末配当の決定機関は株主総会であり、剰余金の中間配当の決定機関は取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1株当たり連結当期純利益	—	19.13円	23.79円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	— (—)	— (—)	— (—)
実績連結配当性向	—	—	—
自己資本連結当期純利益率	—	11.2%	12.9%
連結純資産配当率	—	—	—

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (注) 1. 当社は、2023年10月2日設立のため、2023年3月期に係る記載はしていません。
2024年3月期の連結財務数値は、単独株式移転により完全子会社となったプロパティエージェント株式会社の連結財務数値を引き継いで作成しております。
2. 2024年7月1日付、2025年3月1日付及び2025年6月1日付でそれぞれ普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、2024年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり連結当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり年間配当金（内1株当たり中間配当金）、実績連結配当性向、連結純資産配当率については、株式分割を複数回実施しており、1株当たり年間配当金の合理的な算定が困難であることから記載していません。
4. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（純資産合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、2023年10月2日に単独株式移転によりプロパティエージェント株式会社の完全親会社として設立されたことに伴い、プロパティエージェント株式会社が発行したストックオプションとしての新株予約権は、同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準日における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付いたしました。2025年9月29日現在の発行済株式総数(58,857,600株)に対する下記の交付株式予定残数合計の比率は1.68%であります。

ストックオプション（新株予約権）付与の状況（2025年9月29日現在）

株主総会決議日 又は 取締役会決議日	交付株式 予定残数	行使時の 払込金額	行使により 株式を発行す る場合の株式 の発行価格	資本 組入額	行使期間
2017年12月1日 (注)	92,800株	109円	109円	55円	2023年10月2日から 2027年3月31日まで
2021年11月8日 (注)	82,400株	369円	369円	185円	2023年11月25日から 2031年9月30日まで
2022年6月29日 (注)	144,000株	194円	194円	97円	2024年7月15日から 2032年3月31日まで
2022年6月29日 (注)	672,000株	181円	181円	91円	2024年7月15日から 2032年3月31日まで

(注) プロパティエージェント株式会社における取締役会決議日であります。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	—	1,385円	2,476円 ※2,310円 ※※2,578円	2,441円 ※※※1,332円
高 値	—	2,448円	5,310円 ※8,800円 ※※2,980円	2,887円 ※※※1,458円
安 値	—	1,111円	2,131円 ※911円 ※※1,640円	1,623円 ※※※815円
終 値	—	2,448円	4,575円 ※5,280円 ※※2,439円	2,604円 ※※※815円
株価収益率	—	16.00倍	51.26倍	—

- (注) 1. 当社は2023年10月2日付をもって東京証券取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. 2026年3月期の株価については、2025年9月26日現在で表示しております。
3. 2025年3月期の株価の※印は、2024年7月1日を効力発生日とした当社普通株式1株につき2株の株式分割による権利落ち後の株価です。また、※※印は、2025年3月1日を効力発生日とした当社普通株式1株につき2株の株式分割による権利落ち後の株価です。
4. 2026年3月期の株価の※※※印は、2025年6月1日を効力発生日とした当社普通株式1株につき2株の株式分割による権利落ち後の株価です。
5. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2026年3月期に関しては期中であるため、記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるアールジェイピー株式会社、野呂田義尚、村田貴志及び中西聖は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

II. 親会社及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の新株式発行に伴い、アールジェイピー株式会社が当社の親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当する見込みであります。

2. 異動する株主の概要

親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当するもの

(1) 名 称	アールジェイピー株式会社	
(2) 所 在 地	東京都港区六本木五丁目 12 番 7 -307 号	
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 中西 聖	
(4) 事 業 内 容	不動産の所有、賃貸及び管理、有価証券の保有及び管理等	
(5) 資 本 金 (2025 年 3 月 31 日現在)	500 千円	
(6) 設 立 年 月 日	2018 年 7 月 20 日	
(7) 純 資 産 (2025 年 3 月 31 日現在)	4,817,135 千円	
(8) 総 資 産 (2025 年 3 月 31 日現在)	5,058,611 千円	
(9) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2025 年 3 月 31 日現在)	中西 聖 100.0%	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資本関係	当該株主の議決権所有割合 52.71% (2025 年 3 月 31 日現在) 当該株主の代表取締役中西聖氏の議決権所有割合 0.32% (2025 年 3 月 31 日現在)
	人的関係	当社の代表取締役社長中西聖氏が当該株主の代表取締役を兼任しております。
	取引関係	当社と当該株主の間には記載すべき重要な取引関係はありません。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合 計
異 動 前 (2025 年 9 月 29 日現在)	親会社	308,112 個 (52.71%)	—	308,112 個 (52.71%)
異 動 後	その他の 関係会社	308,112 個 (48.18%)	—	308,112 個 (48.18%)

(注) 1. 異動前の議決権所有割合は、2025 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数 58,857,600 株から、議決権を有しない株式として 2025 年 5 月 31 日現在の自己

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

株式 330,616 株及び単元未満株式 70,384 株（自己株式数及び単元未満株式数は 2025 年 6 月 1 日を効力発生日とする普通株式 1 株につき普通株式 2 株の割合の株式分割を考慮後の株式数）を控除した総株主の議決権の数 584,566 個を基準として算出しております。

2. 異動後の議決権所有割合は、(注) 1. で用いた総株主の議決権の数 584,566 個に前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集により増加する株式数にかかる議決権の数 55,000 個を加算した総株主の議決権の数 639,566 個を基準に算出しております。
3. 議決権所有割合については、小数点以下第 3 位を四捨五入して記載しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の払込期日（2025 年 10 月 14 日(火)又は 2025 年 10 月 15 日(水)のいずれかの日。）

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

本異動による業績への影響はありません。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。